

伊豆の国市 歴史的風致維持向上計画

概要版



静岡県 伊豆の国市
平成30年7月認定

目 次

序 章	1
第1章 歴史的風致形成の背景	2
第2章 維持及び向上すべき歴史的風致	4
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	6
第4章 重点区域の位置及び区域	7
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	8
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	9
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	10
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	10

計画策定の背景と目的

狩野川流域に位置する伊豆の国市は、温泉資源や田園風景が広がる豊かな自然に恵まれ、原始・古代から近現代にいたる歴史文化資源が重層的に存在しています。平安時代末には、源頼朝が鎌倉時代への扉を開き、室町時代には、伊勢宗瑞（北条早雲）が足利氏を攻め滅ぼしたことで、東国の戦国時代の幕開けを決定づけた地となりました。また、江戸時代に菰山代官を務めていた江川家があり、幕末期には、江川英龍（坦庵）が出て、「菰山反射炉」などの築造を通じて日本の海防政策を担いました。「菰山反射炉」は、「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として、世界遺産にも登録されています。伊豆の国市は、歴史を築いた偉人を輩出した地で、歴史的資源にも恵まれ、「重要文化財江川家住宅」の邸内等で受け継がれている「具足開き」や「御会式」などの伝統行事をはじめ、源氏にまつわる「源氏あやめ祭」のほか、山車や神輿が巡行する地域固有の祭礼行事が地域の人々により今日まで継承され、伊豆の国市の歴史的風致を形成しています。

計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度（2018）から平成39年度（2027）の10年間とします。
なお社会情勢の変化など、必要のある時は計画期間及び内容を随時適切に見直します。

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）とは

平成20年（2008）に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）は施行されました。

様々な理由で歴史的な建造物などが急速に減少しており、歴史的風致が失われつつあります。文部科学省、農林水産省と国土交通省が連携し、歴史的風致を後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するための法律です。これにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

「歴史的風致」とは

50年以上続く祭事や民俗芸能など、地域の歴史や伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われ、建立後50年以上経つ、城・神社・仏閣などの歴史上価値の高い建造物や、その周辺の町家や武家屋敷などのまちが一体となった、良好な市街地の環境のことを「歴史的風致」としています。ハードとしての「建造物」と、ソフトとしての「人々の活動」を合わせた概念です。

第1章 歴史的風致形成の背景

歴史的環境

〈旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安時代〉

人の定着から伊豆の国形成への足跡

旧石器・縄文時代から農耕社会への移行を経て、大和王権の地方社会としての先進性をもった「伊豆」が成立します。
北江間横穴群、山木遺跡出土の生産・生活用具、仲道 A 遺跡出土縄文草創期遺物一括、白石の石棺などがあります。



白石の石棺

〈鎌倉・南北朝・室町時代〉

武士の世のはじまり、中世関東動乱の要の地

源頼朝の挙兵から鎌倉幕府創立が契機となって、日本の中世、いわゆる武士の世がはじまったとされます。頼朝の挙兵の地は、伊豆の国市でした。北条氏邸跡（円成寺跡）、願成就院と運慶作の仏像5体（国宝）、本立寺の梵鐘、国清寺の木造釈迦如来坐像などがあります。



願成就院本堂

主な人物：源頼朝、北条時政・政子、^{かつかいえんじょう}覚海円成、畠山国清

〈戦国・安土桃山時代〉

戦国時代の幕開けから天下統一布石の地へ

戦国時代を通じて後北条氏の拠点となり、その後豊臣秀吉の天下統一の布石の地にもなりました。伝堀越御所跡、韮山城跡、豊臣軍の付城跡、香山寺などがあります。



史跡伝堀越御所跡

主な人物：堀越公方足利政知、茶々丸、北条早雲(^{ほうじょうそううん いせしんくろうもりとき}伊勢新九郎盛時・^{そうずい}宗瑞)、豊臣秀吉

〈江戸時代〉

幕府直轄の代官支配地

江戸の守りの要地として、韮山代官支配の中心地となります。
韮山役所跡、江川家住宅、韮山代官江川家関係資料、旧上野家住宅などがあります。



江川家住宅 書院

主な人物：内藤信成、江川英長^{ひでなが}

〈幕末・明治・大正・昭和時代・現代〉

近代産業への飛躍の地

幕末の動乱期、洋学研究の拠点として、近代産業胎動の舞台となります。更に、富士山・狩野川・温泉など自然の恵みに育まれた独自の産業文化が根つき、現代に至っています。

韮山反射炉（平成 27 年（2015）世界遺産登録）、韮山役所跡、韮山代官江川家関係資料、江川家関係写真、伊豆長岡温泉、湯谷神社などがあります。



史跡韮山反射炉

主な人物：江川英龍^{ひでたつ}、江川英武^{ひでたけ}

主な文化財

指定文化財の件数

種別			国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物		1（重文）	1	1	3
	美術工芸品	絵画		1		1
		彫刻	1（国宝）	5	3	9
		工芸品		2	1	3
		書跡・典籍・古文書		1	2	3
		考古資料	1（重文）	1	2	4
		歴史資料	2（重文）		6	8
民俗文化財	有形民俗文化財	衣食住に用いられるもの	1			1
	無形民俗文化財				4	4
記念物	史跡		6		10	16
	天然記念物		1		3	4
計			13	11	32	56

登録文化財の件数

種別	件数
登録有形文化財（建造物）	3

主な文化財



国宝
木造不動明王及二童子立像
（願成就院蔵）



国宝
木造阿弥陀如来坐像
（願成就院蔵）



国宝
木造毘沙門天立像
（願成就院蔵）



木造地藏菩薩坐像
（願成就院蔵）

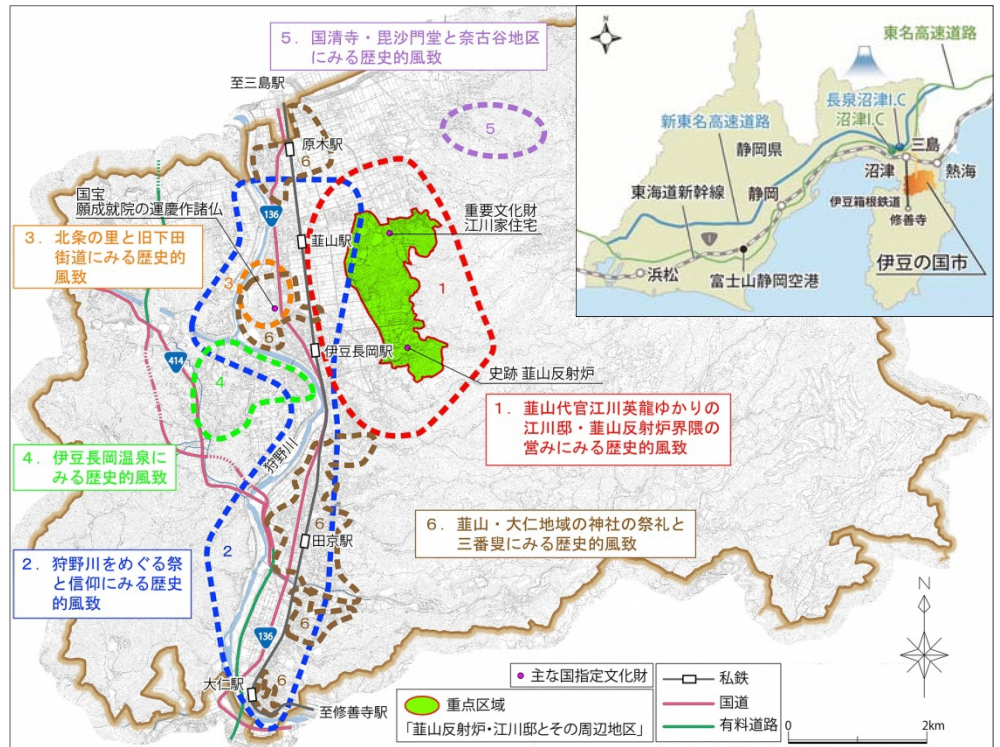


梵鐘
（本立寺）

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

歴史的風致の範囲

伊豆の国市は、今日まで継承された歴史資源が重層的に存在する「歴史のまち」です。狩野川を軸とした豊かな自然と、水田を中心とした農業景観、人々の暮らしに根ざした信仰と祭り、まちの発展を支えてきた温泉と芸能文化が相まって伊豆の国市の歴史的風致が形成されています。計画には、6つの歴史的風致を位置づけています。



1. 葦山代官江川英龍ゆかりの江川邸・葦山反射炉界隈の営みにみる歴史的風致

江川英龍は、江戸時代末期に幕府の代官として民政や海防の分野で活躍し、郷土を代表する偉人として市民に親しまれています。英龍を輩出した江川家の屋敷「江川邸」（重要文化財江川家住宅）では、「具足開き」などの伝統行事が営まれています。英龍が鉄製大砲鑄造のために築造した「葦山反射炉」（史跡・世界文化遺産）は、地元の人々の保存運動や顕彰活動を通じて継承された、伊豆の国市のシンボルです。また、江川邸と葦山反射炉がある地域には、江川家にゆかりのある神社や寺院が複数存在し、祭礼などが続けられており、総体として郷土のアイデンティティーの源泉とも言える歴史的風致を形成しています。



江川英龍像と葦山反射炉



重要文化財 江川家住宅

2. 狩野川をめぐり祭と信仰にみる歴史的風致

市内を北流する狩野川は、農業用水や漁場として豊かな恩恵を与えるとともに、たび重なる洪水によって、流域にたびたび深刻な被害をもたらしました。そのため、水難者を慰霊する営みとして、「かわかんじょう」等の祭や、市内各地に建立された慰霊碑前で慰霊祭が行われています。これらの習俗は、狩野川と暮らす伊豆の国市の人々の心に深く根ざした歴史的風致です。



かわかんじょう
(神島地区)



狩野川台風殉難者慰霊碑
(南條地区)

3. 北条の里と旧下田街道にみる歴史的風致

葦山地区の狩野川右岸に位置する守山
周辺は、鎌倉幕府の執権として隆盛を誇った北条氏の本拠地です。北条氏にゆかりの寺院や遺跡が集中しているため、「北条の里」としています。また、当時の重要な交通路であった「旧下田街道」が通っています。北条時政の発願によって建立された願成就院には、国宝「運慶作諸仏」が安置されており、毎月28日の夕刻「不動の日祈祷祭」が営まれています。「守山八幡宮」の例大祭や、眞珠院の「八重姫供養祭」等の伝統行事も含め、北条の里にまつわる歴史的風致が形作られています。



願成就院 不動の日祈祷祭



守山八幡宮 例大祭

4. 伊豆長岡温泉にみる歴史的風致

鎌倉時代から続く「古奈温泉」と、明治期に湧出した「長岡温泉」を合わせた「伊豆長岡温泉」では、「三養荘本館(旧岩崎久彌別邸)」や「古奈別荘」等、昭和初期の近代和風建築が残る街並みの中に、「伊豆長岡見番」を中心として芸妓文化が継承されています。また、平安時代の武将源頼政の妻「あやめ御前」が古奈の出身であることにちなんで、80年以上にわたって「源氏あやめ祭」が開催されています。



古奈温泉街 あやめ小路



あやめ御前供養祭

5. 国清寺・毘沙門堂と奈古谷地区にみる歴史的風致

市内北東部の奈古谷地区には、臨済宗の古刹「国清寺」と、その祠堂である「毘沙門堂」があります。毘沙門堂では、1月3日に「だるま市」が行われ、毘沙門堂へと続く「毘沙門道」を、だるまを求める参詣者が多数行き来します。奈古谷集落内の「観音堂」では、毎月地元の女性たちによる「観音講」が開かれています。



毘沙門堂 仁王門



毘沙門堂 だるま市

6. 葦山・大仁地域の神社の祭礼と三番叟にみる歴史的風致

葦山地域原木の荒木神社、寺家の守山八幡宮、大仁地域田京の広瀬神社、三福の熊野神社大仁の大仁神社には、能楽「翁」に由来する民俗芸能「三番叟」が伝承されています。五穀豊穡を願うものとして、秋の例大祭で奉納される三番叟は、神輿や山車の巡行とともに、地域の人々により、大切に伝えられています。



守山八幡宮 三番叟



広瀬神社例大祭 式三番叟

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用の推進に関する方針

- ・歴史的建造物の調査を、計画的に進めます。
- ・国、県、市指定の文化財や登録有形文化財の建造物は、所有者・管理者等と連携し、修理や耐震化など保存・活用に努めます。
- ・未指定・未登録の歴史的建造物は、現状を把握し、必要があれば保存対策や活用を推進します。
- ・市の歴史的建造物は、文化財指定・未指定共に、耐震診断、散策路等の整備など周遊しやすい環境にします。
- ・史跡韮山反射炉は、「史跡韮山反射炉保存管理計画」及び「韮山反射炉の保存・整備・活用に関する計画」に基づき、適切な保存修理を実施します。保存修理は、文化庁・静岡県教育委員会、世界遺産の関係部局の内閣官房・静岡県富士山世界遺産課と協議をし情報共有をしていきます。

(2) 歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化に関する方針

- ・市指定無形民俗文化財、地域住民の祭礼や伝統行事の継承ため、関係団体と市が講演会等のイベントを開催します。
- ・歴史と伝統を反映した人びとの活動の担い手の育成や支援に取り組みます。
- ・専門家等と市で、伝統芸能・民俗芸能の調査や記録作成を実施します。未指定未登録の民俗文化財等文化財の現状把握を行い、調査・研究活動を継続的に進めます。

(3) 歴史文化資源の保存・活用の体制の確立とユニバーサル化に関する方針

- ・様々な歴史文化資源の適正な保存・修復・管理を計画的に行い、将来に継承します。
- ・民間との連携により、不足する人員・資金等を補います。
- ・有効な技術を活用し、防火・防災・防犯・安全対策の実施、必要な資料類の収蔵施設の充実を図ります。また、文化財の登録や指定、保護・保存に必要な制度的条件の整備を進めます。
- ・歴史文化資源を育んできた周辺の自然環境も適正に保全・修復し、富士の眺望、狩野川や田園風景などの美しい自然環境と一体とした歴史文化拠点都市づくりを推進します。
- ・本計画に位置付ける歴史的風致周辺を、重点的に景観整備を進め、これらに併せてユニバーサルデザイン化を進めます。



(4) 歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化に関する方針

- ・歴史文化資源の紹介や調査、研究、振興などを行い、この調査・研究活動の成果の情報を、観光案内パンフレットやホームページで紹介します。
- ・韮山反射炉では、韮山反射炉ガイダンスセンターの展示内容を更新・活用し、歴史の専門知識を持つ歴史ガイドや体験観光ガイドの育成等を行います。

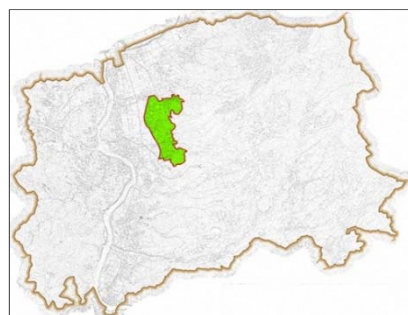
(5) 住民等の理解と参加・協働による取組に関する方針

- ・市民への歴史文化学習の機会を図ります。
- ・行政による活動だけではなく、「伊豆の国歴史ガイドの会」や「韮山反射炉を愛する会」等の民間団体、市民とのさらなる協働を通じて、より有効な保存・活用事業を実施していきます。

第4章 重点区域の位置及び区域

重点区域の指定

重点区域とは、法第5条第2項により、計画に位置づけるものとされています。重要文化財建造物等があり、その周辺に一体となった歴史的風致である建造物や、地形、植生、水系等の特定の場所を感じさせる風致が形成され、更に、住民等に伝承されてきた、年中行事や祭り等の風俗慣習、伝統的な工芸品といった、無形の要素が地域固有の歴史的風情、たえずまいといった良好な環境を形成している区域です。

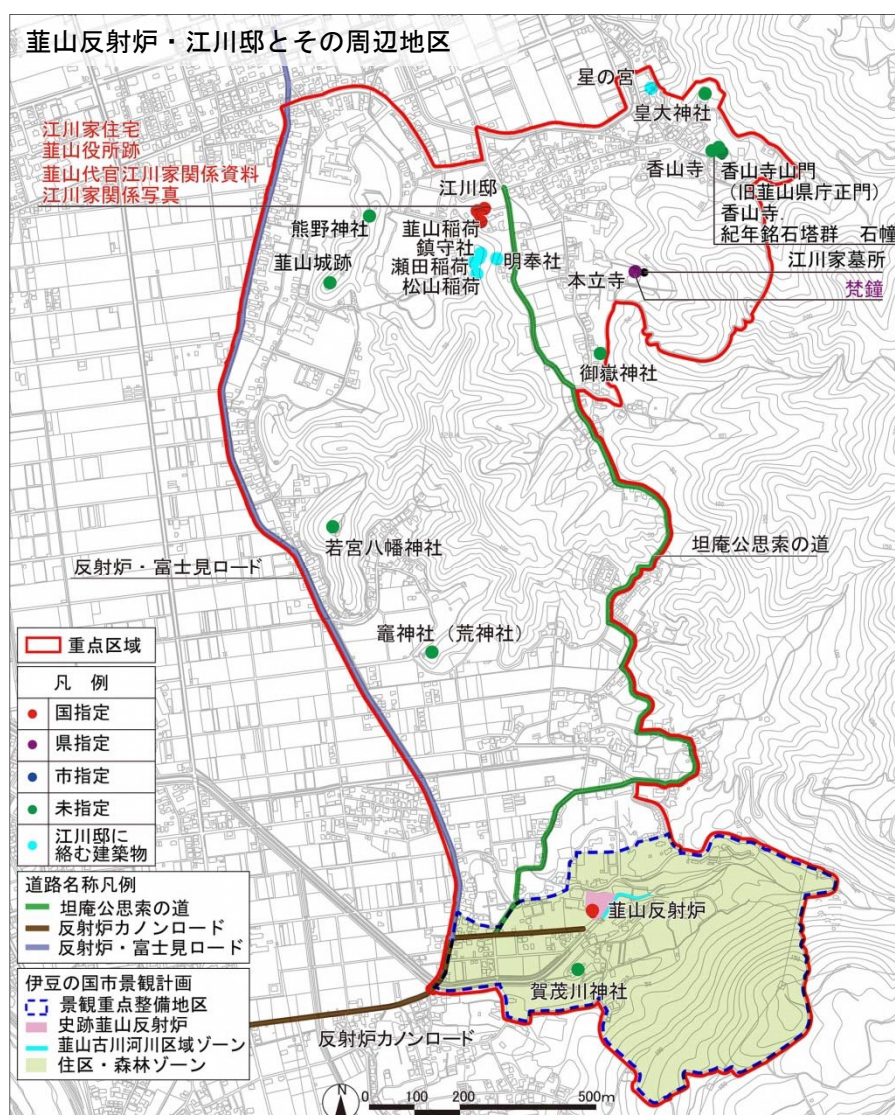


世界遺産に登録された韮山反射炉周辺には、石積み護岸を持つ韮山古川や賀茂川神社があり景観重点整備地区となっています。また、重要文化財である江川邸周辺には、本立寺、香山寺、星の宮、皇大神社、御嶽神社などがあり、年中行事や祭事が伝承されています。

以上のことから、韮山反射炉と江川邸を、愛称道路「坦庵公思索の道」や富士山を眺望できる「反射炉・富士見ロード」で囲む範囲を重点区域としました。

重点区域の名称：「韮山反射炉・江川邸とその周辺地区」

重点区域の面積：約200ha



第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

伊豆の国市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

- ・文化財は指定・登録の有無を問わず、調査を行い、適切な保護を行います。
- ・防災対策等も含めた修理・整備を計画的に行います。
- ・祭礼行事や民俗芸能等は、その活動の記録を作成し、担い手育成支援を行います。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

- ・点検により文化財建造物の損傷を早期発見し、所有者に適切な助言を行います。
- ・文化財の修理は、改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究を元を実施します。
- ・指定文化財の修理は、文化財保護法、静岡県や市の文化財保護条例に基づき、文化庁など関係機関や専門家と連携して実施します。
- ・所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用します。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

- ・韮山反射炉ガイダンスセンター等は、文化財に関する情報を発信する施設として質的充実を図ります。
- ・文化財の情報を広く発信し、説明板や案内板等の公共サインの設置を推進します。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

- ・都市計画法や景観法等の関連法令と連動し、文化財とその周辺環境を一体的に保全します。（伊豆の国市景観計画に基づく景観重点整備地区を設定するなど）

(5) 文化財の防災に関する方針

- ・有形文化財は、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害による防災対策を検討し、被災の軽減を図ります。特に火災は防災教育・訓練を行い、防火設備を設置します。
- ・美術工芸品等は、盗難対策として防犯設備の設置を促します。
- ・文化財が被災した場合は速やかに救済するとともに、その後の防災対策のため、被災履歴を記録します。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

- ・市内外の人々への普及・啓発は、案内板等の設置、パンフレット等の作成・配布とともに、イベントを開催します。
- ・民俗芸能等の担い手として、子どもたちの民俗芸能への愛着を育むための取組を推進します。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

- ・埋蔵文化財包蔵地で土木工事等が行われる時、又は新たな遺跡が発見された時は文化財保護法に基づく手続きを行い、静岡県教育委員会の指導を受け、開発関係者と協議を行い保護を図ります。

(8) 教育委員会の体制と今後の方針

- ・教育委員会の方針のもと、歴史的風致の維持及び向上に資する取組を推進します。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

- ・地域の歴史や文化財の調査と発信をする団体、無形民俗文化財の保護をする団体等に、情報提供や人材育成等にかかる支援を行い、文化財保護活動を進めます。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

伊豆の国市では、歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして県及び市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存・活用に努めてきました。しかし、指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保存が必要となっています。

本計画では、市の維持及び向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域内において、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定します。これにより、指定文化財の保存とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進します。

歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定については、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件を前提とし、以下の「指定基準」を満たす建造物を指定します。

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財
 - ② 静岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
 - ③ 伊豆の国市文化財保護条例に基づく指定文化財
 - ④ 景観法に基づく景観重要建造物及び伊豆の国市景観条例に基づく景観重要建築物
 - ⑤ その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が必要と認めたもの
- ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことを前提としています。

- ① 概ね築50年を経過しているもの
- ② 所有者又は管理者等により適切な維持管理が見込まれるもの
- ③ 所有者の同意が得られるもの

重点区域内で指定の候補となる歴史的建造物

指定の候補となる歴史的建造物は、上記の指定要件に該当し、重点区域の江川邸周辺地区に存在する菰山稲荷、松山稲荷、瀬田稲荷、明奉社、星の宮とします。

指定建造物とする効果とは

保全を図る必要が認められる建造物を、市町村が歴史的風致形成建造物として指定することにより、当該建造物の所有者等に管理義務及び増築等の届出義務を課することができます。これにより、歴史的な建造物の適切な維持・向上・保全が可能になります。

歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や静岡県・伊豆の国市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行います。

歴史まちづくり法第15条第1項に基づく、歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図ります。修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行い、往時の姿に修復・復原することを基本とします。

歴史的風致の維持向上のため、積極的な公開・活用を図ります。可能な限り内部の公開に努め、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えない配慮をするよう十分に協議をし、実施することとします。



伊豆の国市

伊豆の国市 歴史的風致維持向上計画 概要版

発行 平成 30 年 7 月

編集 伊豆の国市 都市整備部都市計画課 教育部文化財課

住所 〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1

TEL 055-948-2909 (都市計画課) TEL 055-948-1428 (文化財課)

URL <http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp>